

広川佐保著 『蒙地奉上——「満洲国」の土地政策——』

山本有造

今日の中国内モンゴル自治区のほぼ東半分が、かつては「満洲国」に組み込まれ、その支配下にあったことは知られていよう。いわゆる東西南北の旧興安四省がほぼこれに

あたり、当時（漢人移民に開発され、漢人を統治する県が設置された「開放蒙地」と區別して）「非開放蒙地」と呼ばれた。またモンゴル人の居住地ないし所有地は、このほかに、熱河、錦州二省の「錦熱蒙地」、および主に吉林、奉天二省に存在する「開放蒙地」に広がっていた。これらの「蒙地」は、「満洲国」総面積のおよそ三分の一に及んだという。「満洲国」にとつて、「蒙地」処理は（「皇産」処理とならぶ）最も主要な土地問題であった（江夏由樹「満洲国の

地籍整理事業について——『蒙地』と『皇産』の問題からみる——」、『二橋大学研究年報 経済学研究』第三七号、一九九六年三月）。

本書は、「満洲国」期におけるこれら三種類の蒙地に対する土地政策・土地処分を論じるものである。本論の構成は大きく二つの部分に分けられる。すなわち、前半の第一章〜第三章で蒙地の土地問題の背景が説明され、後半の第四章〜第七章において具体的な蒙地の処分の過程が検討される。これに、手際の良い研究史を含む「はじめに——問題の所在」と結論部の「おわりに——まとめと展望」とが

付されて、本論二一八頁をなす。本書には、その後、著者が手間をかけて作成した「図表／資料／関係年表／文献一覧／索引（事項・人名）」約一二一頁が付く。この膨大な資料集の添付が本書の特色のひとつをなしている。

第一章「モンゴル人の満州国参加」では、内蒙古の自治運動の背景からはじめ、満州建国に当たって日本側がこれをどのように取り込んだか、興安省という「特殊行政区域」がいかんにして編成されたか、が語られる。当初モンゴル人「自治区域」を約束されて成立した興安省も、結局は「特殊行政区域」というあいまいな形で決着をつけられる。第二章「満州国土地政策の展開」では、満州国期の土地政策の立案過程が概観される。その過程（たとえば臨時土地制度調査会）であらわになる蒙政部の大場辰之助と民生部土地局の加藤鉄也の対立——蒙地は旗の公有であるとして所有権の画一的認定を否とする大場と、土地占有者をその所有者と認めて土地権利の一元化をはかる加藤の対立——は、やがて「凌陸事件」の遠因となる。第三章「土地政策を巡る対立——蒙政部の廃止——」では、一九三六年四月の「凌陸事件」と、これにより窮地に立たされた（蒙地の旧慣保護を重視する）蒙政部が一九三七年七月に廃止され

た事情を追う。「凌陸事件」とは、フルンポイルの実力者として満州建国に尽くし、興安北省の省長に就いた凌陸が、一九三六年三月の興安四省省長会議の席上、その尽力の動機を（蒙古旗民総有の）蒙地ヲ完全ニ保証戴イテ国家ノ権利ヲ護ツテ戴キタイトイウコトガ第一」と言い切ったことに端を発し、その帰途、内外モンゴル独立を図ったとして関東軍に逮捕され、銃殺された事件を指す。

さて、以上をうけて、第四章「蒙地奉上に至る過程」では、地籍整理事業の一環として行われ、モンゴル側が有していた諸権利が満州国に委譲されることになったいわゆる「蒙地奉上」に関する「満州国」政府基本方針の決定過程が論じられる。この章で扱われる具体的事例は、主に吉林省、奉天省等に存在した蒙地、すなわち「開放蒙地」に関するそれである。

ついで第五章「錦熱蒙地の処理の開始」および第六章「錦熱蒙地奉上」では、「錦熱蒙地」が取り上げられる。この地方は、民国期には熱河省、満州国期には熱河および錦州省が置かれた地域であるが、蒙地の開放がもっとも早くから進み、したがって旗と県、モンゴル人と漢人の諸権利関係がもっとも複雑に錯綜した地帯であった。加えて、こ

の地方の特色として、河北省およびチャハル省に接して政
治状況が不安定であったこと、一九三三年の熱河作戦によ
り遅れて「満洲国」に編入されたこと、アヘン栽培で有名
で「満洲国」におけるアヘン行政に密接に関係したことも
指摘されなければならない。こうした事情を背景に、ここ
での地籍整理方針についてもまた、(かつての大場対加藤の
対立と類似して)蒙古側の旧慣・権利を認めようとする熱
河省公署の及川三男と、早急に土地の単一所有権を確定し
ようとする中央(地籍整理局)の加藤鉄也との対立がみら
れた。議論の段階では、戦局の悪化および政情の不安が影
響して加藤らの強硬意見が必ずしも通らなかつたが、一九
三九年における「錦熱蒙地処理要綱」では、土地の単一所
有権を確定する方向にすすんだ。ただしモンゴル側諸権利
の国家への奉上に関しては、それらを一律に廃止した「開
放蒙地」の場合と比較すれば、モンゴル側(特に世襲王公)
の権利が優遇されたといえる。これまた、先に述べた「錦
熱蒙地」の特殊性が影響したものといえよう。

第七章「対モンゴル政策の転換と『蒙地管理要項』」で
は、興安四省にひろがる「未開放蒙地」(および飛び地にあ
たる「省外蒙地」)が考察対象である。「開放蒙地」と「錦

熱蒙地」の蒙地奉上が一九四〇年までに終わったのに対し
て、遊牧形態したがって旧慣の色濃く残る興安四省では土
地権利関係の整理が遅れた。この間、一九三九年のノモン
ハン事件での大敗北は興安四省の国防的地位を高め、新た
な対モンゴル政策を必要とするにいたる。土地の個別利用
が確立していない未開放蒙地の権利については触れず、そ
の管理のみを規定する「蒙地管理要綱」が一九四二年九月
に施行されたこと、関東軍の対ソ戦略とも合致して「興安
総省」が一九四三年一〇月に設置されたことなどがこれだ
る。

満洲五族に関わる地籍整理事業は、「満洲国」中央集権
体制を確立するための柱と位置づけられた。地籍整理と土
地政策の立案は、建国以前から満鉄経済調査会―関東軍が
研究を重ねた重要事案であった。蒙地処理はそのなかでも
最も複雑かつ重要な課題であった。しかしこの地籍整理事
業もまた、他の多くの事業とともに、ついに未完のまま終
戦を迎えることになる。

本書の貢献は、まずなによりも、土地政策という局面に
限りながらも、「満洲国」におけるモンゴル人および蒙地

問題という、長く忘れられてきた「満洲国」史の重要な一側面を発掘・整理し、研究史に新しい分野を切り開いたことにある。あえて表白すれば、評者も長く「満洲」および「満洲国」を研究対象としながら、満洲におけるモンゴル人問題にほとんど理解がなかったことを、この書によってあらためて教えられた。そしてさらにいえば、本書は、清朝、中華民国期、「満洲国」期、そして中華人民共和国期を通じてつねに中国の特異な存在でありつづけた内蒙古という存在を、われわれにあらためて思い起こさせ、考えさせてくれる。

この特殊な分野について、評者に論じうるところは少ない。以下、いくつかの希望とささやかな疑問を述べることで、評者としての責めを塞ぐことにしたい。

(一) 資料の問題から蒙地における土地制度の「実態」は詳細に検討することができなかった(二一七ページ)という。そうであろう。しかし、清朝初期(あるいは「封禁制度」下の)中国東北地域における蒙地および盟旗制度のあり方、といった基礎的な解説がなくて、この種の書物を読むことは難しい。

(二) おなじく、モンゴルの旧王公制度についても何ら解説

がないのは不親切であろう。これは本書においてもキー概念であるはずである。

(三) 著者は「満洲」「満洲国」を「満州」「満州国」で統一する。これには著者の考えがあろう。しかし固有名詞の「洲」をいたずらに「州」で代用すべきでないというのが評者の考えである。

(四) 索引のつくりがやや粗雑に感じられる。「デムチグドノロブ」はあるが「徳王」はない。「金丹道事件」と「紅巾の乱」が別々にある、など。

(五) 特殊な用語については、本文の初出、あるいは索引に読みを付してほしい。評者も無学にして「押」をなんと読むのか、「山份」をどう読むのか、詳らかにしない。

(六) 叙述に紛らわしい箇所がいくつか見られる。たとえば、「一九四五年八月、日本の敗戦とともに、外モンゴル(ハルハ)がモンゴル人民共和国として正式に独立した(三頁)」は、中国が独立を承認した、の意か。興安総省の設置は一九四三年一〇月か一二月か(二〇四頁と三一頁)。「満洲国史」は一〇月一日とする。ただし同書「各論」一五頁は九月二〇日とする。

(七) 内モンゴル大学・トゥブシン教授の留学先は第一高等

師範学校（三三三ページ）か。第一高等学校ではないか。評者の、トゥブシン先生との私的な思い出のために、あえて蛇足を付す。

やや古くは沈潔氏の社会事業史の研究、近くは山田豪一氏による分厚いアヘン専売史の研究など、「満洲国」をめぐる優れたモノグラフが出るようになった。広川佐保氏の本書もその重要な一環をなすものと評価できる。今後の「満洲国」研究は、こうしたしっかりした個別研究の積み重ねによって、新しい時代を迎えることになろう。

広川佐保著『蒙地奉上——「満洲国」の土地政策——』（汲古書院、二〇〇五年二月刊、三四四—四五頁、本体八〇〇〇円）
（やまもと ゆうぞう・中部大学人文学部教授、京都大学名誉教授）